

種別・頁	改定・訂正前	改定・訂正後																																					
<p>計画調査編 p9</p> <p>第1編 測量業務</p> <p>第1章 測量業務積算基準</p> <p>第1節 測量業務積算基準</p> <p>1-8 見積用施工単価（測量用）</p>	<p>1-5 近接して発注したい場合の積算</p> <p>原則として調整計算はしないものとする。</p> <p>1-6 安全費の積算</p> <p>安全費とは、当該測量業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の（1）又は（2）により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に交通誘導員、熊対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に依るものをいう。</p> <p>（1）交通誘導員等に依る安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。 $(\text{安全費}) = \{ (\text{直接測量費}) - (\text{往復経費}) - (\text{成果検定費}) \} \times (\text{安全費率})$ （注）1. 上式の直接測量費は、安全費を含まない費用である。 2. 上式の往復経費とは、宿泊を伴う場合で積算上の基地から滞在地までの旅行等に要する旅費交通費及び旅行時間に係る直接人件費の費用である。 安全費率は表-2を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="500 719 1005 743"> <tr> <td>施工単価コード</td> <td>SD00290</td> <td>安全費</td> </tr> </table> <p>表-2 安全費率</p> <table border="1" data-bbox="491 818 1005 927"> <tr> <th rowspan="2">地 域</th> <th>大市街地</th> <th>市街地甲</th> <th>市街地乙</th> <th rowspan="2">その 他</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>都市近郊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主として現道上</td> <td>4.0%</td> <td>3.5%</td> <td>3.0%</td> <td>2.5%</td> </tr> </table> <p>（注）1. 地域が複数となる場合は、地域毎の区間（距離）を重量とし、加重平均により率を算出する。なお、安全費率は小数第1位（小数第2位四捨五入）まで算出する。</p> <p>（2）（1）によりがたい場合及び熊対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に依る安全費を算出する業務は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。</p> <p>1-7 電子成果品作成費</p> <p>「埼玉県電子納品運用ガイドライン」に基づく電子成果品の作成費用は、次の計算式により算出するものとする。 ただし、これによりがたい場合は別途計上する。</p> $\text{電子成果品作成費(千円)} = 2.3 \times 0.44^x$ <p>ただし、x：直接人件費（千円）</p> <p>（注）1. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費を千円単位（小数点以下切り捨て）で代入する。 2. 算出された電子成果品作成費（千円）は、千円未満を切り捨てる（小数点以下切り捨て）ものとする。 3. 電子成果品作成費の上下限については、上限：170千円、下限：10千円とする。</p>	施工単価コード	SD00290	安全費	地 域	大市街地	市街地甲	市街地乙	その 他			都市近郊		主として現道上	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	<p>赤書き箇所：改定</p> <p>1-5 近接して発注したい場合の積算</p> <p>原則として調整計算はしないものとする。</p> <p>1-6 安全費の積算</p> <p>安全費とは、当該測量業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の（1）又は（2）により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に交通誘導員、熊対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に依るものをいう。</p> <p>（1）交通誘導員等に依る安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。 $(\text{安全費}) = \{ (\text{直接測量費}) - (\text{往復経費}) - (\text{成果検定費}) \} \times (\text{安全費率})$ （注）1. 上式の直接測量費は、安全費を含まない費用である。 2. 上式の往復経費とは、宿泊を伴う場合で積算上の基地から滞在地までの旅行等に要する旅費交通費及び旅行時間に係る直接人件費の費用である。 安全費率は表-2を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1501 719 2006 743"> <tr> <td>施工単価コード</td> <td>SD00290</td> <td>安全費</td> </tr> </table> <p>表-2 安全費率</p> <table border="1" data-bbox="1492 818 2006 927"> <tr> <th rowspan="2">地 域</th> <th>大市街地</th> <th>市街地甲</th> <th>市街地乙</th> <th rowspan="2">その 他</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>都市近郊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主として現道上</td> <td>4.0%</td> <td>3.5%</td> <td>3.0%</td> <td>2.5%</td> </tr> </table> <p>（注）1. 地域が複数となる場合は、地域毎の区間（距離）を重量とし、加重平均により率を算出する。なお、安全費率は小数第1位（小数第2位四捨五入）まで算出する。</p> <p>（2）（1）によりがたい場合及び熊対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に依る安全費を算出する業務は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。</p> <p>1-7 電子成果品作成費</p> <p>「埼玉県電子納品運用ガイドライン」に基づく電子成果品の作成費用は、次の計算式により算出するものとする。 ただし、これによりがたい場合は別途計上する。</p> $\text{電子成果品作成費(千円)} = 2.3 \times 0.44^x$ <p>ただし、x：直接人件費（千円）</p> <p>（注）1. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費を千円単位（小数点以下切り捨て）で代入する。 2. 算出された電子成果品作成費（千円）は、千円未満を切り捨てる（小数点以下切り捨て）ものとする。 3. 電子成果品作成費の上下限については、上限：170千円、下限：10千円とする。</p> <p>1-8 見積用施工単価（測量用）</p> <table border="1" data-bbox="1483 1442 1974 1466"> <tr> <td>施工単価コード</td> <td>SD00999</td> <td>見積用施工単価（測量用）</td> </tr> </table> <p>上記コード（SD00999）は合計値に補正係数をかけた際、直接経費等の算出に必要な直接人件費とその他の費用を分けることができます。</p>	施工単価コード	SD00290	安全費	地 域	大市街地	市街地甲	市街地乙	その 他			都市近郊		主として現道上	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	施工単価コード	SD00999	見積用施工単価（測量用）
施工単価コード	SD00290	安全費																																					
地 域	大市街地	市街地甲	市街地乙	その 他																																			
			都市近郊																																				
主として現道上	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%																																			
施工単価コード	SD00290	安全費																																					
地 域	大市街地	市街地甲	市街地乙	その 他																																			
			都市近郊																																				
主として現道上	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%																																			
施工単価コード	SD00999	見積用施工単価（測量用）																																					